

Title	「一八世紀」及び「一九世紀」における国際法観念(三・完):「勢力均衡」を題材として
Sub Title	The balance of power in the history of international legal theories (3)
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2014
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.87, No.8 (2014. 8) ,p.1- 37
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140828-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「一八世紀」及び「一九世紀」における国際法観念（三・完）
——「勢力均衡」を題材として——

明 石 欽 司

序論…問題の所在

第一章 若干の予備的考察

第一節 「勢力均衡」及びその関連用語の定義

第二節 勢力均衡を巡る国際法学の現状

(1) 現代の国際法概説書における勢力均衡

(2) 国際法史概説書における勢力均衡

(3) 個別専門研究における勢力均衡

第三節 前史・「一八世紀」以前の勢力均衡を巡る理論状況

(1) 勢力均衡の起源と同時代の理論状況

(2) 「一八世紀」以前の「勢力均衡」を巡る諸理論

(以上、八十七卷六号)

第二章 「一八世紀」以前の「国際法」関連文献における勢力
均衡

第一節 「一七世紀」以前の「国際法」関連文献における勢
力均衡

第二節 「一八世紀」の「国際法」文献における勢力均衡

第三章 「一九世紀」の国際法文献における勢力均衡

第一節 「勢力均衡」の政治的・法的価値を否定する国際法
文献

文献

(以上、八十七卷七号)

第二節 「勢力均衡」を政治的原則として肯定する国際法文
献

献

第三節 「勢力均衡」の国際法規範性を肯定する国際法文献

第四節 「勢力均衡」を国際法の基盤とみなす国際法文献

結論

(以上、本号)

第二節 「勢力均衡」を政治的原則として肯定する国際法文獻

本節で扱われるべきものの典型として、カルテンボルン (Carl Baron Kaltenborn von Stachau) の著作が先ず挙げられるべきであろう。彼は明確に次のように述べている。

「政治的勢力均衡は、才知のそして政治の制度であって、国際法の制度ではない。……「中略」……それは、国際法の外在的な支援であり予備的なもの (ein Präparatorium) であって、つまりは「国際」法が真の支配に達するまでの間のものであり、国際法自体の原則では決してないし、その制度ですらもない。」⁽¹⁰²⁾

カルテンボルンと同様に勢力均衡を巡る政治的観念と法的観念の区別を自覚しつつ、より詳細に政治的原則としての勢力均衡を論じているのがボンフィス (Henry Bonfis) である。ボンフィスは、「欧州の勢力均衡」とは「力の思慮ある分配と賢明な対抗によって、何れの国家も、単独で又は他国家と連合して、他国に自己の意思を強制することも、他国の独立を圧迫することもできない状態」であるとする⁽¹⁰³⁾。その上で彼は、「一七・一八世紀の全ての戦争と外交交渉の出発点として役立った一般原則は、欧州の政治的均衡の思想 (l'idée de l'équilibre politique européen) であつた」との判断を提示する。勢力均衡の名によって、同盟関係が結ばれ、また諸国家間の均衡を尊重して宣戦布告や領土分割が行われたというのである。勿論、彼は、勢力均衡が有する他の面を看過することなく、次のようにも記している。

「常に不安定で危殆に瀕していたこの均衡を維持することにこの両「即ち、一七・一八」世紀の国際政治は奉げられた。これらの努力は、欧州の諸国がそれら諸国間の利益共同体の予感を有していたことを証明した。しかし、その原則

はまた全ての野望・篡奪・権利侵害を正当化するために援用されたのである。」⁽¹⁹⁵⁾

そして、そのような援用の実例として、ボンフィスは、別の箇所でウィーン会議以降の事例、特に、ポーランド分割に触れ、「勢力均衡体制は小国にとって利便をもたらすというよりも、むしろ危険であり得る」ことも認めている。⁽¹⁹⁶⁾ それでも、彼は、政治的勢力均衡理論が欧州近代史全体で支配的であったのみならず、政治学と同様に古代から存在したこと、そして、欧州の政治的勢力均衡にとつての最初の基礎がウエストファリア条約にあり、第二の基礎がユトレヒト条約であったとする。⁽¹⁹⁷⁾ そして、それ以後、「政治家や外交官達が“balance”や“equilibre”という言葉を使用し、また国際法学者達はこれらの言葉により説明される観念を論じた」としている。⁽¹⁹⁸⁾ 更に、これに続いて、学説の検討と分類を行った後に、ボンフィスは次のように纏める。

「諸国家の政治的均衡体制の問題は国際法の分野に属するというよりもむしろ政治学の分野に属する。それは、諸国家の対外問題の管理及び行政における一つの方式 (un procédé) であり、一つの方法 (une méthode) であり、一つの体制である。それは、法律上の規則 (une règle juridique) 乃至は法的原则 (un principe de droit) ではなく。」⁽¹⁹⁹⁾

このボンフィスの見解以上に、政治的原则としての勢力均衡に対して高い評価を与えているのが、リヴィエの見解である。彼は、「仮に、それ「即ち、勢力均衡」を説明しそれに向けられた諸条約を考慮に入れないならば、勢力均衡原則は高い価値を有し、常に今日的な政治的準則 (maxime) ではあるが、法原則ではないということ⁽²⁰⁰⁾ が承認されなければならない」としている。この記述では、勢力均衡が政治的原则として重視されるだけでなく、勢力均衡に関わる諸条約を考慮するならば、勢力均衡の法規規範性までもが承認され得ることが示唆されているも

のと解される。また、類似の見解は他の概説書においても提示されているのである。⁽²⁰⁾

以上の各論者に比して、若干積極的に勢力均衡の法的側面を論じているのが、デイヴィス (George B. Davis) である。彼の国際法概説書の中には「勢力均衡のための介入 (Interference)」と題する一節が設けられ、そこで次のような議論が展開されている。

デイヴィスは、「それ〔即ち、勢力均衡〕の維持は欧州諸国の一般的同意 (general consent) によって是認されている」のであり、また「それは自衛権の本能的行使に由来したのであり、その継続的存在は厳格な権利というよりもむしろ政治及び便宜の問題である」とする。そして、自己保存権に関する考察を別としても、勢力均衡が多数の場合に「欧州の一般的平和の維持に強力に貢献してきた」とする。更に、「それが存在するための権利は、欧州国家系が平和の維持と無用且つ不必要な戦争の抑止を目的とする或る種の同盟 (alliance) 又は連合 (confederation) である」とみなされないのであれば、国際法の如何なる原則からも導出され得ない」とする⁽²¹⁾のである。⁽²²⁾

このように、デイヴィスは勢力均衡を政治的観念として高く評価 (即ち、勢力均衡原則の存在を承認) すると共に、自衛権と関連付けて勢力均衡の法的基盤にも言及しているのである。しかも、彼はこれに続いて (ドイツの) マルテンスの所説を約三頁にわたりやや唐突なかたち (他者の学説をこのように長く引用することはこの著作の中でこの箇所以外にはないように思われる。) で引用・紹介している⁽²³⁾。本稿で既に見たように、マルテンスは勢力均衡の維持を国家の自然権として理解しているのであり、デイヴィスがこの点を意識していたとすれば、勢力均衡が帯びる法的性質を彼が認めようとしていたと解することも可能である。⁽²⁴⁾

このデイヴィスの見解と同様の傾向を示しているのがウールズリー (Theodore Dwight Woolsey) の見解である。ウールズリーもデイヴィスと同様に、勢力均衡を「勢力均衡のための介入 (Interference)」という表題の下

で論じている。彼は、勢力均衡を欧州に特有の現象として説明した上で、次のように述べている。

「勢力均衡は、自己保存の一つの準則 (a maxim) であり、相互に極めて近接しているために、突然の侵略の対象になりがちな国家間で自然に生ずるに違いないものである。和戦の自由な権能を有する諸国家の連合 (confederacy) であって、その結合 (union) の条件が各国家に独立した存在であることを保証するものを想像せよ。そのような連盟 (league) においては、或る強国がより弱小な諸国の存在を脅かすならば、介入する (interfere) ことは全ての「国家」の責務 (duty) であろう。欧州はそのような連合に類似しており、勢力均衡は第一級の諸国家 (states of the first rank) の意図に対する国家の存在の保証なのである。」

ここでは、勢力均衡が「a maxim」とされ、勢力均衡維持のための介入が「duty」とされていることから、ウー ルズイーは勢力均衡を少なくとも政治的原則として肯定的に捉えている（即ち、勢力均衡原則の存在を承認している）ことが理解されるのである。⁽²⁰⁶⁾

明確な評価を与えることが必ずしも容易ではないものが、カルヴォ (Carlos Calvo) の見解である。カルヴォは、彼の概説書中の「国際法の歴史的素描」と題された「導入」(Introduction) 部分において、国際法の歴史を八期に区分し、その第二期を「ローマ帝国の崩壊からウエストファリア条約まで（四七六年から一六四八年まで）」、第三期を「ウエストファリア条約からウトレヒト条約まで（一六四八年から一七一三年まで）」とした上で、第三期の冒頭で「欧州諸国家相互間でのより親密且つより頻繁な関係の開始を記すものが一六四八年の講和である」とし、その緊密な関係の発生によって、一つの領域の拡大が他の全てに影響を及ぼすということに繋がるといふ文脈の中で勢力均衡を論じている。そして、「国際関係においては、自己を封じ込め、或いは相関的な権利及び

義務を創設するような原則は存在しないので、論理的且つ必然的にこの欧州の勢力均衡原則は、干渉権 (le droit d'intervention) と呼ばれるものを生み出した」とするのである。⁽²⁰⁾

このように、カルヴォの見解は「干渉権」という法的観念を生み出すものとして勢力均衡原則を捉えている(勿論、同原則自体は法的観念ではないと考えられている。)のである。(また、このことから、勢力均衡原則が一種の権原として位置付けられているとも解されるのであるが、そのような理解は直接的には述べられていない。)

以上の他、ロリマー (James Lorimer) も「勢力均衡原則 (doctrine)」が「一六四八年のウェストフアリア条約以来、普遍的秩序の基本的観念 (the fundamental conception of cosmopolitan organisation) を体現するものとしてみなされてきた」としていることから、同原則を政治的原則としているものと解される。また、ネイス (Ernest Nys) は、「勢力均衡の観念は欧州の体制の統合に役立つたし、それはまた諸国家の権利及び義務の承認に重大な影響を与えた」としており、これは勢力均衡が国際法規範ではないものの、少なくとも政治的原則として欧州諸国に対する影響力を有したことを示しているものと解される。そして、同様の見解は他にも見出されるのである。⁽²¹⁾

更に、概説書とは別に、勢力均衡を扱った専門研究書⁽²¹⁾を著した国際法学者として、デュピュイ (Charles Dupuis) が挙げられるが、彼もまたその政治的原則としての性格を強調した。デュピュイは、勢力均衡の歴史的経緯を詳細に論じた後に、その法的地位を否定する。そのための幾つかの論拠(例えば、「法規則の独特の特徴は、全ての同一事情に対して、明確・確実・同一の解決を与えることにある」)のに対して、「勢力均衡原則は、曖昧・不確実・可変的である」ことが指摘されている。また、国際的活動の変動の無限の多様性が解決されるべき問題の流動的与件を絶え間なく増大させるゆえに、同原則は「規律すべき同一事情を知らない」とされ、同原則を法的観念とした場合に、適用のための要件等が確定できないことが示唆されている。⁽²²⁾ が挙げられ、その結果として、同原則は法の領域から

放逐されて、「より可塑的であり、より流動的な政治の場にその真の場所と現実的有用性を有する」とされているのである。²¹³

最後に、国際法学から離れて、外交史的観点からの専門研究書においても、当然のことながら「政治的原則としての勢力均衡」という観点から論じられていることを付言しておきたい。²¹⁴

第三節 「勢力均衡」の国際法規範性を肯定する国際法文献

本節では、「勢力均衡」の国際法規範性を肯定する見解を示す著作が紹介されるが、この場合「法規範性」という言葉が意味するところは一樣ではない。各々の論者が提示する論理はそれぞれに異なり、「国際法上一定の法的意義を有する」といった程度のものから「国際法の規則である」とするものまでがここには含まれるのである。

先ず、シユマルツ (Theodor von Schmaltz) がウィーン会議から間もない一八一七年に公刊した『欧州国際法八篇』から紹介することとしたい。この著作において勢力均衡は、第一篇及び第五篇において、各々国際法の歴史(「どのようにして国際法は生成したか」と「諸国民の独立」)を扱う章の中で論じられている。

前者においてシユマルツは、父祖たちが普遍的専制 (Universal-Monarchie) を恐れ、勢力均衡体制の維持を望み、シユマルツの時代においても「脅かされた「諸国」の提携が脅威となる最高権力 (drohende Obergewalt) に対する強力な、そして唯一の手段であること」が確認されたとし、また、「弱き「諸国」に対する最高権力の闘争において、何れの側に法 (das Recht) が存するかについては、殆ど疑念はあり得ないのであるから、最も賢明且つ正当で、最も寛容且つ強力な政策は、不当な最高権力に対する弱き権利の側に歩み寄ることである」とする²¹⁵。後者においては、強者に対する弱者の同盟が模索されることが政治的な法則 (Regel) と思われること、そして、

「勢力均衡の維持が全政治の中心となったときに、この法則が近代の政治家にも思い浮かべられた」とされる。⁽²¹⁶⁾ 以上の論述からは、勢力均衡が過去からシュマルツの時代に至るまで政治的原則であるとシュマルツが認識しているような印象を受ける。ところが、勢力均衡に関わる彼の論述はこれに止まらず、次のようにシュマルツは論ずる。

「しかし、人の公的職務においてためになり有利であるものの全てがそうであるように、勢力均衡は正義を通じて維持される。占有状態 (Bestand) がその変更が法的に必要となるまで何よりも保護されることを、正義は望む。したがって、全ての宮廷の政治は、占有状態が何よりも正しく且つ神聖に維持されることを、押し進めなければならぬ。⁽²¹⁷⁾」

この一節においても、勢力均衡維持が「全ての宮廷」の政策として採用されるべきことが示されているが、勢力均衡それ自体が、正義に合致するものであり、しかも占有状態維持との関係において法的に擁護されるとの主張も含まれていると解されるのである。

次に、ガーゲルン (Hans Christoph Ernst Freiherr von Gergen) の著作『我々の時代への実際の適用を伴う国際法批判』⁽²¹⁸⁾ を若干詳細に検討する。同書は二部構成とされ、その第一部が「理論」、第二部が「実践的部分又は今日の情勢」と題されている。そして第一部の第二〇章(「才知・優越に対する警戒・均衡」(Die Klugheit. Die Vorsicht gegen Uebermacht. Das Gleichgewicht))において勢力均衡が論じられている。その中では、先ず、国際法や国家間関係に関する彼の基本的な考え方が、次のように示されている。

「国際法は、所謂強者の権利に対抗して、或いはむしろ自己の力を誇示しそれを不正に使用する者の越権、悪習、暴力、悪意に対抗して、確立されている。……〔中略〕……自然は巨大なるものを好まない。それは、異常で怪物の(219)こときものである。」

つまり、ゲーゲルンは、大国による優越的地位や覇権の確立を否定し、それに対抗する手段として国際法を理解するという立場を採っている。その上で、彼は「優越の反対は、均衡であり、それは反抗と報復を可能とする」と述べる。(220)つまり、大国の覇権確立の阻止を実現するものが勢力均衡とされているのである。そして、このことから(当然にも)、ゲーゲルンは、「均衡のもとでは、単に戦争への力 (die Kräfte zum Krieg) が理解され得るのではなく、平和と繁栄への力が理解されるのである」として、(221)勢力均衡に肯定的評価を与えるのみならず、勢力均衡維持のための武力行使(「戦争への力」)を容認するのである。

しかしながら、勢力均衡の維持(及びそれを理由とする武力行使)は如何なる状況においても正しいのであろうか。この問題をゲーゲルンは次のように表現する。

「国際法の全ての疑問及び問題の中で最も困難なものは次のものである。即ち、或る国家が、他国の拡大が損失と危険を自らにもたらすゆえに、また、勢力均衡が極度に混乱させられ或いは脅威に曝されるゆえに、それに抵抗する権限(222)が与えられるのは何時か、である。」

ゲーゲルンは、「この問題に対して国際法学者たちはただ動揺している」ことを指摘した上で、この問題が「神の摂理」(göttliche Vorsehung)によって「我々の理性と正しき洞察に委ね」られているとする。そして、こ

の問題を自己保存と関連付けて、「自己保存の命令 (das Gebot der Selbsterhaltung) は、便宜の問題ではなく、法の問題なのである」⁽²²³⁾とする。つまり、「自己保存の命令」を介して、勢力均衡の維持は国際法上の問題として理解されるものとなるのである。勿論、ここでは、勢力均衡の維持が国際法上の権利である(即ち、勢力均衡規範が存在している)ことまでが明確に述べられているのではない。それでも、前述のガージェルンの国際法に関する基本的な考え方に照合させるならば、勢力均衡の維持の観念を(彼が構想する)国際法の規範として理解することは可能である。(また、勢力均衡には「諸人民の条件」(conditions populorum)⁽²²⁴⁾が存在することから、ガージェルンが勢力均衡を国際法の基盤として捉えているとすることも可能である。)

更に、ブルンチュリ (Johann Caspar Bluntschli) の概説書⁽²²⁵⁾における勢力均衡を巡る議論を検討することとした。ブルンチュリは勢力均衡を「国家間の諸システム」(Staatensysteme)と題された節の中で三頁にわたって論じている。そこでは、現実に存在する国家間の国力の相異を国際法も考慮せねばならないとされ、一八世紀初頭に流布した人為的均衡 (eine künstliche Gleichgewicht) という思考(特に、サン＝ピエール師のそれ)が批判されている。そして、「真の均衡は諸国の平和的共存を意味する」とする。また、或る国家が「優越(的地位)」(Uebergewicht)を獲得し、他国の独立と自由が犠牲となるような場合に「危険に曝されている近傍の弱小諸国のみならず、危険に曝されていない他の諸国も、均衡を回復しその十分な維持のために措置をとることを勧奨され、またそれは正当なものとなる」(berechtigt)。⁽²²⁶⁾更に、或る国家が優越的地位の獲得を企図する場合には、「この企図は均衡にとつての脅威を構成し、他の諸国の共同の抵抗を正当化する (rechtfertigt)。」⁽²²⁷⁾「一国の部分的な優越的地位であっても、他の諸国の安全と自由を危険に曝し得るし、更にそれを通じて均衡をも危険に曝し得る。そして、それはその優越的地位を抑止するための他の諸国による共同の抵抗を正当化する。このことは、特に、或る国家の優越的海上支配に関して妥当する」⁽²²⁸⁾。

以上の論述において、「正当なもの」とされる「(berichtig) 及び「正当化する」(rechtfertigt) といった文言の法的意味も更に問われるべきであるように思われる。しかし、その点についての議論は展開されておらず、これが勢力均衡規範の承認を意味するものか否かについての判定は困難である。

それでも、ブルンチュエリの論述は、前節で示されたデイヴィスの見解以上に勢力均衡を政治的原則として強く支持するのみならず、何らかの法的性質をも帯びるものとしていることは確かである。少なくとも、彼が米大陸における勢力均衡に関して「アメリカ国際法」(das Amerikanische Völkerrecht) に言及し、「公海自由」に対する脅威への対抗概念としての勢力均衡を論じている点には、勢力均衡と国際法規範との密接な関係が意識されていることが理解される。更に、神聖同盟に関する記述⁽²²⁸⁾においては、勢力均衡を国際法の基礎として扱うという姿勢も打ち出されているように思われる。以上のことから、ブルンチュエリは、国家の多様性を否認する行為を否定するための根拠として勢力均衡を承認しており、それを単なる政治原則ではなく何らかの法規範性を帯びるものとしていると理解されるのである。

続いて、勢力均衡を「干渉権」(the Right of Intervention) の根拠として位置付けていると判断されるフィリモア (Sir Robert Phillimore) の見解を見ることとしたい。一八五四年に上梓された概説書において、フィリモアは、古代からの勢力均衡に関する思想について簡単に論じ（その中では、「各国が自己の境界内に自己抑制することとは、ローマの崩壊後に欧州に導入された封建制においては、当然の傾向であった」としている点が目を引く）、更に次のように述べる。

「一六四八年のウエストファリア条約によりフランスとスウェーデンの保証のもとでドイツのプロテスタントの自由が確保されて以来、この「勢力均衡」原則は文明世界全体の慣行及び実行の中に根付いてきた。勢力均衡の維持は主要

条約 (the Cardinal Treaties) と称され得る全てのものの公言された目的であり、そしてそれらの殆どの真の目標であった。」⁽²²⁹⁾

その上で、勢力均衡に関連する諸条約の概観が行われるが、その中で「ユトレヒト条約の時期から今日に至るまで国際法のこの原則の進歩と運命は大きな変動を経験した」として、勢力均衡が国際法の原則である旨が言明されているのである。また、ユトレヒト条約以降一八五四年までの勢力均衡の歴史が三期（1. ユトレヒト条約からフランス革命勃発まで…2. フランス革命からウィーン条約まで…3. ウィーン条約から一八五四年まで）に区分されて論じられているが、そこで具体的に挙げられている事例は、勢力均衡の維持又は回復のための干渉に関するものが主となっている。⁽²³⁰⁾ これはフィリモアが勢力均衡を「干渉権」の根拠として位置付けていることの論理的帰結であると解されるのである。⁽²³²⁾

フィリモアと同様に勢力均衡を「干渉権」の根拠としつつも、より制約された見解を示すのがオッペンハイム (Heinrich B. Oppenheim) である。彼は『国際法体系』の第三章「近代実定国際法の歴史」と第一章「戦争法」において「勢力均衡」について論じている。⁽²³³⁾ 第三章では、特に、一七世紀後半以降の歴史に関する記述において、勢力均衡により一六四八年から一七一三年までの国際法が明らかにされる旨が宣言され、⁽²³⁴⁾ 具体的記述が行われている。そして、本稿（第一章第三節（2））においても紹介されたフェヌロンの所説 (*Examen de la conscience sur les devoirs de la royauté*) が紹介された後に、次のように論じられている。

「実際に人はフェヌロンと共に、全体として欧州の半分を相続するカール五世のような君主は、それをもって残りの半分の欧州及び世界を抑圧する権利をも継承するのか、という質問を提示することが許される。つまり、干渉

(Intervention) は均衡体制の武器であった。⁽²³⁵⁾

更に続けて、「嫉妬と相互の弱体化（但し、壊滅ではない。）のシステム」が干渉を対外的独立という目的のためのみならず、対内的にも活用する、とも描かれる。そして、結局のところ、「宮廷と外交は自己の利益を押し通した」のであり、「諸国民に大量の血を流させた諸々の戦争は、決して国家の戦争ではなく、家門の戦争であった」とされるのである。⁽²³⁶⁾

このように国際法の歴史に関する記述において、オッペンハイムは勢力均衡に対して否定的評価を下しており、本章の第一節こそが彼の見解に相応しい場所であるようにも思われる。しかし、「戦争法」に関する記述では、「不干渉原則」との関連において、この原則が国内問題についてのみ妥当するものであり、外国の戦争に対する介入に関しては「より弱い側を保護することが前提とされねばならない」とされている。⁽²³⁷⁾ その上で、「均衡からの意図的逸脱は戦争事由とは決してならないが、介入 (Intervention) の根拠とはなる」とするのである。⁽²³⁸⁾ 勿論、彼はこのような根拠が濫用される危険の大きいことを認識している。それでも、彼が勢力均衡について、歴史的には否定的評価を下しながらも、制限的に干渉の根拠とし、その意味において法的観念の一つとして捉えていることが理解されるのである。

このオッペンハイムの見解と類似する見解を示しているのがウェストレイク (John Westlake) である。即ち、彼は勢力均衡の正当化事由を幾つか検討し、それらについてやや否定的と思われる意見を提示しているのであるが、最後に次のように述べているのである。

「欧州の地図の如何なる変更も、欧州国家系（その確立において、自己保存の手段としての勢力均衡原則が主要な貢

献を行ったことには疑念の余地がない。)の最遠の構成国にとつてさえも、正当な関心事項 (a matter of legitimate interest) であるという原則は、一つの社会としてみなされ得るといふ最低限の主張 (the least pretention) をなす人又は国家から成る如何なる集合体においても「存在する」正義の一般的重要性ゆえに、現在少なくともそれ自体の力を有している。しかし、領土の増大に対する何らかの介入権 (any right of interference) が存在するのは、正義のためにだけである。⁽²³⁹⁾」

このように、ウェストレイクは、「自己保存の手段としての勢力均衡原則」が欧州国家系形成のために有効に機能したことを認め、更に、「正義のため」という限定を付しつつも、依然として「介入権」が存在するとしている。そして、この見解は「勢力均衡原則」が「介入権」に形を変えて存続しているとウェストレイクが考えていることを示すものと解され得るのである。

干渉と関連付けて勢力均衡の法規規範性を承認するという論理はハレック (Henry Wager Halleck) の概説書においても採用されている。ハレックは「武力による干渉 (intervention) の最も普通の根拠の一つが勢力均衡維持のため、ため、ためというものである」(傍点部分は原文斜体字)とした上で、「如何なる国家も、他国による領土の合法的取得を妨げることに⁽²⁴⁰⁾ついて、斯かる取得が自らの安全に直接的又は間接的に影響を及ぼさない限り、正当とされないであろうから、この権利は自衛にのみ依拠している」と述べている。つまり、彼は勢力均衡維持のための武力による干渉を「権利」としているのである。

さて、以上に紹介した七名の国際法学者に比較して、かなり積極的に勢力均衡の法規規範性を承認しているのがトウイス (Travers Twiss) である。一八六一年に公刊された彼の国際法概説書 (英語版) において、勢力均衡は第七章 (自己保存権) の中で次のように論じられている。

「自然国際法の下での同盟権 (the Right of Confederacy) は、ユトレヒト条約 (一七一三年) 以来勢力均衡と名付けられてきたものための干渉権 (the Right of Intervention) の基礎にある。勢力均衡、又は欧州の均衡の体制は、実定法の創設 (a creation of Positive Law) である。」⁽²⁴⁾

そして、トゥイスは、ウエストファリア条約・コペンハーゲン条約 (一六四八年)・オリヴァ (Oliva) 条約 (一六六〇年) 等の諸条約中に均衡体制の最初の痕跡が認められるが「実定法規則としての均衡体制の明示的承認」(the express recognition of the System of Balance, as a rule of Positive Law) はユトレヒト条約を待つことになるといふ。また、「フランス革命 (一七八九年) に至るまで (この間にユトレヒトにおいて確立された勢力均衡を混乱させることを意図した多様な要素がその体制に持ち込まれたにも拘らず) 欧州実定法体制 (the European System of Positive Law) はユトレヒト条約に基づいたと述べられ得る」とみなすトゥイスは、フランス革命以後の戦争がこの体制全体を動揺させたものの、「ヴィーン会議の主要目的が均衡を再調整することによる欧州の安寧の維持を確保すること」であり「その意図はパリ条約 (一八一四年四月三日) の前文に宣言された」とする。更に、勢力均衡の原則は、パリ条約の当事国である五大国による白蘭間問題への (蘭国王の招聘に基づく) 介入やデンマーク領承継を巡る一八五二年五月八日のロンドン条約等の事例においても確認され、「勢力均衡原則が欧州実定国際法 (the Positive Law of European Nations) (それは『協定欧州公法』 (the Public Conventional Law of Europe) と名付けられ得る。) の基礎に横たわっていることの承認についての最新の大きな機会が東方問題に関する最近の解決によりもたらされた」とされている。⁽²⁴⁾

このようにトゥイスは、ユトレヒト条約以降、勢力均衡体制自体や勢力均衡原則が実定国際法上の規則であるとの認識を示し、更に、その後それが欧州実定国際法の基礎となっているとするのである。

トウイスの概説書におけるよりも一層強く勢力均衡の法規範性が主張されているものがドナデュー (Leonie Donnadieu) の専門研究書⁽²⁴³⁾である。ドナデューは、先ず「緒言」(Preface)において次のように宣言する。「政治的勢力均衡は必要な力の一つである。換言すれば、諸国民の生活に関する一つの法⁽²⁴⁴⁾の表明である。」その上で、ドナデューは、外交上の議論の中に勢力均衡が登場するようになると、外交担当者たちがそれを検討し、「当初は疑念をもって、後にはそれが有し得た有害なものを除去するよう努力しながら」活用するようになったとする。「このようにしてそれは徐々に国際社会の実定的及び条約上の法となったのである。」⁽²⁴⁵⁾

即ち、ここでは「政治的勢力均衡」自体が実定国際法としての地位を与えられているのであるが、本論においては次のようにも述べられている。

「それ「即ち、勢力均衡原則」は国際社会の基礎そのものと位置付けられ、法の保証となるのである。それはその「国際」社会に法を付与するのではないが、その法が死文にとどまらないようにし、「諸国家の」集団としての存在を可能とするのである。」⁽²⁴⁶⁾

この一節では、勢力均衡が実定法とは別に、「国際社会の基礎」であり、「国際」法の保証であるとしていられる。このような思考は、ドナデューが別の箇所でもルソーの『サン・ピエール師の永久平和論の抜粋』からの引用(「欧州の諸国家はそれらの間で一つの黙示的国家を形成している」として、欧州における勢力均衡の存在を主張する。)を行った後に、「ゆえに国際社会は勢力均衡の領域であり、これ「即ち、勢力均衡」が原則的に共通の安全に関する一般法を承認する (sanctionner) ために介入する」としていることと軌を一にする。

このようにドナデューは、勢力均衡原則を実定国際法の規則であると同時に国際法の基礎乃至保証であるとし

て、単なる法規範性に止まらず、国際社会維持のためのより重要な機能までもそれに認めるのである。⁽²⁴⁷⁾

本節の最後に、コーシー (Eugene Cauchy) の『海事国際法』にも言及しておきたい。コーシーはこの著作の第二巻第二篇 (「その淵源とその適用において考察された国際法」) 第一章 (「国際法の第二次的法源・欧州の条約 (Les conventions et les traités européens)」) の第二節 (「欧州の均衡について」) において、欧州における勢力均衡一般に関する議論を展開している。⁽²⁴⁸⁾ そして、同第二節 (「海洋の均衡について」) (De l'équilibre maritime) の冒頭で、「大陸政治 (la politique continentale) の全ての制度がそれに依拠するこの均衡に類似する何らかのものが、海洋航行について確立することは可能ではないか」との問いが発せられ、(商船と軍艦の区分に依拠しつつ) 同盟や中立といった方法での海洋空間における勢力均衡の形成について論じられている。⁽²⁴⁹⁾ 本稿の主題との関連において興味深い事柄は、例えば、「中立の諸権利」(les droits de neutralité) として海洋における勢力均衡の形成が論じられていることに表されているように、コーシーは「国際法理論 (la théorie du droit des gens) における発展」⁽²⁵⁰⁾ の中で海洋の勢力均衡を扱っている点である。⁽²⁵¹⁾ つまり、海事国際法分野においても勢力均衡が法的问题として論じられているのである。

第四節 「勢力均衡」を国際法の基盤とみなす国際法文献

本章の最後に、「勢力均衡」を国際法の基盤とみなす論者及び文献を紹介する。既に、前節において確認されたように、トゥイス及びドナデューは、勢力均衡の法規範性 (即ち、勢力均衡規範の存在) を承認すると共に、勢力均衡が国際法の基盤であるとするような見解も示していた。本節で検討の対象とする論者及び文献は、勢力均衡を国際法の基盤とする見解をより一層明確に提示しているものである。そして、そのようなものとして第一に挙げられ得るのがオッペンハイム (Lassa F. L. Oppenheim) の著名な概説書である。

オッペンハイムは、同書の本論冒頭において国際法に関する通史的記述を行っているが、その中で「一六四八年のウェストファリア条約を通じての三十年戦争の終了は、一六四五年のグロティウス死去後の最初の極めて重要な出来事」であり、また、「ウェストファリア講和会議が」諸国の共通合意によって国際的事項を解決するという目的のために招集された歴史上初の欧州規模の会議 (a European Congress) であった」としている。そして、この文脈において「欧州の均衡 (the European equilibrium) が姿を現し、同族的な国際社会 (the Family of Nations) の構成員の独立の保障としての黙示的原则となった」とされている。⁽²⁵⁴⁾

更に、この通史的記述を通じてオッペンハイムは、そこから導出される「五つの教訓」(five morals) を挙げている。そして、それらの中の「第一のそして主要な教訓」として、「国際法は、同族的な国際社会の構成員間の勢力均衡 (an equilibrium, a balance of power) が存在する場合にのみ、存在し得る」ことが挙げられている。⁽²⁵⁵⁾ 彼はこの「教訓」について次のように説明している。

「仮に諸国 (Powers) が相互に抑制し得ないならば、強大化し過ぎた国家は、当然自由裁量のもとで行動しようとし、そして法に服従しないようにするであろうから、如何なる法規則も何らの力も有しないこととなる。主権国家を超える、国際法を強制し得る集権的政治権力が存在せず、また決して存在し得ないのであるから、勢力均衡が諸国の共同体の何れかの構成員が万能となることを妨げねばならない。ルイ一四世及びナポレオン一世の時代の歴史が、この原則の健全性を明確に示している。」⁽²⁵⁶⁾

このようにして、オッペンハイムは、国家間関係の構造や実態を考慮し、諸国家の「独立の保障」と国際法存在のための原則として、勢力均衡を理解するのである。そして、これと同様の見解を示しているのがピレ

(Antoine Pilet) である。

ピレは、勢力均衡を「国際」法の保証」として高く評価し、「国家間の又は国家集団間の勢力均衡は、法(droit) そのものではないが、法の最良の保証である」とすると同時に、「勢力均衡は我々に、諸国民が或る共通・平等の利益を有する状態の確立と維持の状態についての良き事例を提示している」とするのである。⁽²⁸⁷⁾

また、オッペンハイムやピレほど明確ではないが、国際法の基盤としての勢力均衡という理解を示しているのがヘフター (August Wilhelm Heffter) である。彼の概説書⁽²⁸⁹⁾の中で、「勢力均衡」は「序論」中の二箇所⁽²⁸⁸⁾で触れられている。それらは、「国際法の偶発的保証…諸国家の均衡」(Garanties accidentelles du droit international: Équilibre des états) と欧州国際法の「淵源」に関する記述の中である。特に、後者においては、次のように論じられている。

先ず、ヘフターは、「一般的にこの均衡は、他国に対して国際法の侵害を行おうとする或る国家が、脅威を受けた国家の側からのみならず、確立された国際法システムで利益を共有する他の全ての国家からの反動を惹起するという状態に存する」のであり、「それはまた、平等な諸国家から成る社会 (association) の集团的且つ精神的 (morale) 保証にもまた存し得る」とする。そして、このように勢力均衡に関する観念的な説明を行った上で、彼は次のように続けている。

「この場合、最強国の侵略を撃退するために必要とされる物理的又は精神的な力が不足してはならないことは言うまでもない。さもなければ均衡と国際法は空虚な言葉になってしまうからである。……「中略」……したがって、諸国家の政治的均衡は、多くの著者が主張してきたようなキマイラ (chimère) では決していないのであり、同一の法を表明する諸国家にとって極めて自然な観念なのである。」⁽²⁹⁰⁾

つまり、ヘフターは、「同一の法」、即ち、国際法を共有する諸国家にとって、勢力均衡が「極めて自然な観念」として必要とされるといふ意味において、勢力均衡を国際法の基盤とするという見解を有しているものと解されるのである。

最後に、シュテューグリッツ (Alexandre de Slegitz) の専門研究書『政治的均衡、正統主義及び国籍原則論』⁽²⁶¹⁾ における (ヘフターの見解と同様の) 見解を紹介しておきたい。「勢力均衡」は同書第一巻第一部において扱われており、その第一章は勢力均衡を巡る歴史の叙述に⁽²⁶²⁾ 当てられ、第二章では先行学説が丹念に紹介されている。そして第三章冒頭においてシュテューグリッツは、「政治的均衡原則に関する批判的考察を始めるに当たり、我々は何よりも先ず、国際的均衡なくして諸国民の法的結合 (Association juridique) の原則又は国際法の客観的⁽²⁶³⁾ 原則の存在は不可能となるであろうということを指摘する」と⁽²⁶⁴⁾ 明言する。彼は更に、これらの原則の否定は「国際法の客観的⁽²⁶⁵⁾ 原則に対する主観的⁽²⁶⁶⁾ 原則の優越につながる」とも主張するのである。

但し、シュテューグリッツはその後「政治的均衡原則は国家の活動 (それは、進歩と幸運を目標とする活動である。) の根絶を要求するのか」という疑問に対して、「それとは逆に、国際的団結 (union) の構成員の有機的一体性を是認する政治的均衡原則は、法的原則、とりわけ国際的な法的結合に関する原則に由来する政治的⁽²⁶⁷⁾ 原則であり、「この法的原則はこの政治的⁽²⁶⁸⁾ 原則なしでは、不可能である」としている。そのため、彼の勢力均衡に関する理解を最も整合的に示すためには、「国際法の基盤となる不可欠の政治的⁽²⁶⁹⁾ 原則」とすべきであろう。

結論

以上、本稿では、「一八世紀」及び「一九世紀」の国際法学関連文献、特に概説書を主たる検討対象として、

それらにおいて「勢力均衡」観念がどのように扱われていたのかについての検証が試みられた。そして、本稿において検証された事柄から、少なくとも次の三点が導き出され得る。

第一に、現在では政治的観念として一般的に理解されている「勢力均衡」が、遅くとも一六世紀末の「国際法」関連文献に登場し、「一八世紀」及び「一九世紀」の多数の国際法概説書において論じられているという事実が確認される。但し、このことに関しては、次の事柄が留意されなければならない。即ち、一七世紀以前の「国際法」関連文献においては、「勢力均衡」観念が明示的に論じられてはおらず、「一八世紀」以降の国際法文献においてのみ同観念が明示的に登場するということである。

第二に、「一八世紀」及び「一九世紀」の国際法学関連文献であって、勢力均衡に言及するものにおいて下されている勢力均衡の法的性質を巡る評価は多様である。⁽²⁶⁷⁾ 即ち、勢力均衡の法規範性を否定するのみならず、政治的原則としても勢力均衡が機能しない、或いは有害であるとするものから、その政治的原則としての地位（即ち、勢力均衡原則であること）を認めるもの、そして、勢力均衡が有する一定の法規範性（即ち、勢力均衡規範の存在）を承認するもの、更には、国際法の存在基盤として勢力均衡を理解するものまでが見出されるのである。⁽²⁶⁸⁾ これらの多様な評価の中で、何れが有力であったのかという点についての判断を下すことは困難である。それでも、勢力均衡の法規範性と共に政治的原則としての価値についても否定的に論ずる者の中で、徹底的な批判を展開した者は必ずしも多数ではなかったと判断されること、そして、勢力均衡に法規範性を認め、或いはそれを国際法の存在基盤として扱う者が少なからず存在したことは再度確認されるべきである。⁽²⁶⁹⁾（また、この第二点に関連して、勢力均衡が「政治的勢力均衡」の問題として論じられる場合であっても、それが「国際法」の概説書や専門研究書の中で論じられているという事実それ自体も確認されねばならない。）

第三に、「一八世紀」の勢力均衡論と「一九世紀」のそれとの間に相異が存在しているという事実も留意され

なければならぬ。そして、その相異の存在は、特に、勢力均衡に何らかの法規範性を付与する論理が提示される際に明白となる。本稿第二章において確認されたように、「一八世紀」のヴォルフ、マルテンス及びグントリンクは、勢力均衡を自然法に関連させる（或いは、自然状態から説き起す）ことによって、勢力均衡の法規範性を承認している。また、同時代のギュンターは実定法としての勢力均衡規範を論じているが、それは「正義に合致する」という条件が付されたものであった。それに対して、（第三章第三節で確認された）「一九世紀」に勢力均衡の法規範性について肯定的に論じた者は、勢力均衡と自然法を直接的に関連させるような論理構築を行っていない。勿論、各々の行論においては、「正義」（シユマルツ・ウエストレイク）や「神の摂理」（ガーゲルン）といった自然法との関連性を有するかのような言葉が使用される場合もあるが、それらにおいても直接的に自然法が援用されているのではない。（特に、トゥイスの場合には、「自然国際法の下での同盟権」から議論は始められているが、最終的には実定法上の規則としての勢力均衡規範に至っている。）

さて、以上の三点は何を意味し得るのであるか。各々について若干の考察を加えることとしたい。

まず、第一点は、「一八世紀」及び「一九世紀」において勢力均衡が国際法上の問題として意識されていたことを示すものと解される。そして、当時の多数の国際法学者が彼らの「国際法学」の体系の中で勢力均衡について自覚的に取り組んだという事実は、本稿（第一章第二節）で確認された現在の国際法学における勢力均衡の扱われ方とはかなり異なるものである。このことは、現代の国際法学の認識対象と「一八世紀」及び「一九世紀」の国際法学のそれとの相異を示すものと言えよう。

現代の国際法学は、実定法の規範内容の確定とその解釈及び適用を主たる任務としており、結果的に政治的観念をその埒外に置く傾向にある。それに対して、勢力均衡観念の歴史を見る限り、「一八世紀」及び「一九世紀」の国際法学はそのような傾向にはない。特に、このことは、本稿で検討の対象とされた諸文献の中で、勢力均衡

を政治的観念であるとするものの論理構造において顕著である。即ち、それらは勢力均衡を政治的観念としながら、勢力均衡について「国際法」の枠組の中で（しかも、かなりの紙幅を割いて）論じているのである。何故このような論述方法が採用されているのかというこの理由は、勢力均衡自体が有した個別の国際法規範の生成への大きな影響力にも求められ得るであろう。⁽²⁷⁰⁾しかし、それ以上に重要であると思われる理由は次のようなものである。即ち、「一八世紀」及び「一九世紀」の国際法研究者にとっては、政治的な観念であると彼等が認識したものであっても、彼等の「国際法（学）」の対象領域内にあるものと理解されていたのであり、それを論ずることなくしては国際法の体系書や専門研究書を著すこととはなり得なかつたとの認識が存在していたからであると考えられるのである。⁽²⁷¹⁾（このことをもって、国際法と国際政治の両者の観念の未分離を見出し、学問的専門性の観点からその未成熟を指摘乃至批判することは可能である。⁽²⁷²⁾しかし、「一八世紀」及び「一九世紀」の国際法研究者が、政治的観念をも含めて自らの国際法理論に取り込んでいたことは、国際法が現実適用されるべき場を包含するかたちでの理論構築を試みていたことを意味するのであり、そのことの重要性こそを我々は認識すべきであろう。）

次に、第二点についてであるが、勢力均衡を巡る評価の多様性は欧州全般の秩序維持原理の転換との関連において意味する事柄として考察されるべきであろう。そして、それは欧州国家系形成と勢力均衡の関係を巡る問題として論じられ得る。

先ず再確認されるべき事柄は、「勢力均衡」が国際法上の論点として登場する時期である。本稿において確認された事実を極めて単純化して表現するならば、次のように纏めることが可能である。即ち、「一七世紀」以前の「国際法」関連文献においては、現在の我々から見て「勢力均衡」に関わると解され得る問題が扱われていたに過ぎず、「一八世紀」以降になって「勢力均衡」観念が自覚的に論じられているのである。（勿論、これは勢力均衡の起源をユトレヒト条約に見出す見解を支持することを意味する。）

理念的問題として表現するならば、中世欧州社会の秩序観念はキリスト教共同体 (*respublica christiana*) であった。コンフェッショナルな対立によりキリスト教共同体の一体性が動揺し、それに並行して自立した政治体 (国家) の並存状況が出現するようになると、それをどのような秩序観念により維持するかが問題となる。そこで見出されたものが「勢力均衡」であったと考えられるのである。

これら二つの秩序観念は、理念的には相容れないものである。なぜならば、キリスト教 (特に、カトリック教) 的秩序が一定の階層秩序であるのに対して、勢力均衡は並存する個別政治体 (国家) の判断に基づいて形成される関係であるからである。(この点において、勢力均衡という思考の普及及び浸透が、欧州国家間関係の世俗化を意味することにも注意が向けられるべきである。) 但し、実際にはキリスト教共同体観念は勢力均衡観念の普及と実現に役立ったものと考えられる。それは、勢力均衡が成立するためには、関係者相互間において他者の行為についての合理的判断に基づく予測可能性が必要とされるのであり、そのような予測可能性を裏付けるものが、共通の思考様式及び文化的背景の存在であって、その点において欧州世界におけるキリスト教的観念の存続は勢力均衡の成立・維持にとって有利に作用することになるからである。

このように考えた場合、ユトレヒト条約においては或る程度の宗教的一体性の残存と世俗的欧州国際社会観が並存しており、勢力均衡の成立・維持に必要とされる思想的 (乃至は精神的) 基盤が整えられていると見ることができよう。その結果として、「一八世紀」に勢力均衡観念が欧州で受容され、それが「一八世紀」の「国際法」関連文献に反映されたものと考えられるのである。²⁷⁾

しかしながら、この新たな秩序原理には、キリスト教共同体の秩序とは異なり、観念的統一性が欠如していた。そもそも、欧州近代国家系は、近代主権国家を最高の構成単位として、国家に優位する存在を認めないという理念の上に構築された秩序であった。そのような秩序において、「均衡状態」の存否の判断権者は各国家の為政者

であり、そこには抽象的な「均衡」の観念は共有されたとしても、具体的に何れの「状態」がそれに該当するかについての認識は（全為政者が現状の維持を望まない限り）共有され得ない。そして、このような状況の観察者（本稿の場合には「国際法学者」）は、「勢力均衡」の観念を共有したとしても、その具体的な存否や効用についての共通の判断を下すことはあり得ないであろう。その結果として、本稿で確認されたような、「一八世紀」及び「一九世紀」の諸論考における勢力均衡に対する多様な評価が提示されることとなったと解されるのである。

第三点については、国際法学における実証主義との関連において考察がなされるべきであろう。

一般に、国際法学は一九世紀に「実証主義の世紀」を迎えたとされる。⁽²⁷⁴⁾本稿で確認された「一八世紀」の勢力均衡論と「一九世紀」のそれとの相異は、まさにこの通説的理解を裏付けるものとなっている。⁽²⁷⁵⁾しかし、問題となるのは次の二つである。

一つは、実証主義的研究の対象を巡る問題である。一九世紀に国際法学が実証主義化し、また現代に生きる我々も実証主義的国際法学を志向している。つまり、一九世紀以降の国際法研究者にとって、国際法は同じ「実証主義」のもとで研究の対象とされているはずである。しかし、「勢力均衡」の扱い方に関する限り、「一九世紀」の国際法学と現在のそれとの間には大きな隔たりが存在する。即ち、現在では政治的観念とされている勢力均衡が、「一九世紀」においては法的観念としても論じられていたのである。一九世紀の「実証主義」と二〇世紀以降の「実証主義」が、各々如何なる意味内容を有するののかという点は更に別に検討を加える必要があり、本稿において検証された事柄からは両者の間に相異が存在することを指摘することのみが許されるに過ぎない。しかし、⁽²⁷⁶⁾実証主義的国際法学における政治的観念への取組みの有無については強調されてしかるべきであろう。

第二に、実証主義化と欧州社会全般の秩序維持原理との関係を巡る問題である。（勿論、これは前述の本稿の結論の第二点を巡る考察にも関連する。）既に確認されたように、勢力均衡に何らかの法規範性を付与する「一八世

紀」の理論が自然法論的色彩を強く帯びていたのに対して、「一九世紀」のそれは何らかの論理で実定法論として勢力均衡を扱うものであった。そこには、「両世紀における欧州の秩序維持原理が「勢力均衡」であっても、それを支える基盤の相異が存在したことが示唆されている。即ち、「一八世紀」には自然法論的立論を受け容れる素地（例えば、先述のキリスト教共同体的意識）が存続しており、そこに勢力均衡が機能する基盤が存在していた。しかし、「一九世紀」には同じ「勢力均衡」という秩序維持原理について、新たな理論的基盤（具体的には、国家主権）の上での実証主義的な論理構築が求められたのであり、またそれは国家主権を承認しつつ秩序維持原理を探究することへの意識を国際法研究者に求めることを意味したのである。換言するならば、国際法の存在基盤の考察の必要性についての認識の時代的变化がもたらしたものの一つが、両世紀における勢力均衡を巡る論理の相異であったと考えられるのである。

国際法学の枠内で勢力均衡を論ずることは、法的観念と政治的観念が錯綜する事項を法学的に論ずることを意味する。法学的論理の構築作業においては、法的観念と政治的観念は截然と分離されねばならない。しかし、或る観念が法的なものか政治的なものかの判断が容易ではない場合があることは常に意識されなければならない。或る観念を「政治的なもの」であると安易に断定し、それを法の領域から放逐することは、「法的なもの」の現実的妥当性を損なう可能性が存在するのである。

そして、このことは、「何が法であるのか」の決定が分権的構造の中で行われる「国際社会」において特に妥当する。圧倒的な分量の条約やその関連文書、更には国際判例の集積により、現代国際法学はそれらの上に依拠することで自己完結可能であるかのようにも思われる状況を迎えている。しかし、それらのみによって国際法学は完結するのだろうか。国際法と何か、それは何を基盤として存在しているのか、といった素朴な問い掛けは

忘れられてはならないのではなからうか。（既に国際法が「存在論後の時代」(post-ontological era)⁽²⁷⁾にあるとしても、そのような問い掛けの意義は存在するであろう。) 一見して「政治的なるもの」を安易に放逐し、形式的に「法的なるもの」のみによって論理体系の構築を試みることは、現代国際社会における国際法の現実的妥当性に対する疑念を惹起させ得るのである。

- (192) C. B. Kaltenborn von Stachau, *Kritik des Völkerrechts nach dem jetzigen Standpunkte der Wissenschaft* (Leipzig, 1847), S.193.
- (193) H. Bonfils, *Manuel de droit international public* (Paris, 1894), p.127.
- (194) *Ibid.*, p.49.
- (195) *Ibid.*, p.50.
- (196) *Ibid.*, p.129.
- (197) *Ibid.*, p.127.
- (198) *Ibid.*, p.128.
- (199) *Ibid.*, p.130. これに続けて、ボンフィスは次のように述べている。「原則或いは法とは、その保全 (conservation) であり、政治的均衡とはその原則の適用或いはその法の実現の形態の一つ (un des modes) である。」
- (200) A. Rivier, *Principes du droit des gens*, tome 1 (Paris, 1896), p.277.
- (201) フォアニエ (René Foignet) は、「国際法の主体としての国家」を論ずる中で、「諸国家により経験された変化についての二つの理論が歴史上の様々な時期を支配した」として勢力均衡（他は「国籍原則」）を挙げ、次のように述べている。「それ〔即ち、勢力均衡〕は法理論 (une théorie juridique) であるよりも、むしろ統治原則 (une doctrine de gouvernement) である。」R. Foignet, *Manuel élémentaire de droit international public*, 7^e éd. (Paris, 1910), pp.46-47. また、次の文献では、前章第二節でも紹介されたヴァッテル及びマルテンスの見解が長文にわたって引用され、勢力均衡を巡る法的論点を含む見解が展開されている。E. S. Creasy, *First Platform of International Law*

- (London, 1876), pp.279-287.
- (202) G. B. Davis, *Outlines of International Law with an Account of its Origin and Sources and of its Historical Development* (London, 1888), pp.77-78.
- (203) *Ibid.*, pp.80-82.
- (204) 尚、デイヴィスは後に出版された彼の概説書においても同一の論述を繰り返している。See, G. B. Davis, *The Elements of International Law with an Account of its Origin, Sources and Historical Development*, a new and revised edition (New York/London, 1901), pp.104-108. 但し、この著作では「ギンロー・ズントリン」に閲する記述 (pp.110-115.) が付加されている。
- (205) Th. D. Woolsey, *Introduction to the Study of International Law Designed as an Aid in Teaching and in Historical Studies* (New York, 1860), p.93.
- (206) 尚、この勢力均衡に関するウールズリーの見解は、一九世紀後半を通じて版を重ねるにつつたなる彼の概説書における実質的に何らの変更も加えられないこととなく維持されている。See, 2nd ed. (New York, 1868), 3rd ed. (New York, 1872); 4th ed. (New York, 1877); 5th ed. (London, 1879); 6th ed. (revised and enlarged by Theodore Salisbury Woolsey) (New York, 1891).
- (207) Ch. Calvo, *Manuel de droit international public et privé*, 3^e éd. (Paris, 1892) (rep. 2004 in Elipron Classics), p.15.
- (208) J. Lorimer, *Institutes of the Law of Nations*, vol.III (Edinburgh/London, 1884), p.197.
- (209) E. Nys, *Le droit international. Les Principes, les theories, les faits*, nouvelle éd., tome I (Bruxelles, 1912), p.24.
- (210) See, e.g., Creasy, *op.cit.*, pp.279-287.
- (211) C. Dupuis, *Le principe de l'équilibre et le concert européen (1648-1906) de la paix de Westphalie à l'acte d'Alger*, 2^e éd. (Paris, 1909).
- (212) *Ibid.*, p.93.
- (213) *Ibid.*, p.104.
- (214) 例えば、メートル (Joseph Marie Maistre) は、欧州の政治的勢力均衡を論じ、特に、ラシユタット (Rastadt)

- 会議に焦点を当り、同会議が勢力均衡（及びウェストファリアの精神）を徹底的に破壊する試みゆえに失敗したとし
らる。 J. M. Maistre, *Plan d'un nouvel équilibre politique en Europe* (Paris, 1859), p.99.
- (215) Th. von Schmalz, *Das europäische Völkerrecht in acht Büchern* (Berlin, 1817), S.21-22.
- (216) Ebenda, S.205-206.
- (217) Ebenda, S.208-209.
- (218) H. C. Freiherrn von Gagern, *Kritik des Völkerrechts mit praactischer Anwendung auf unsre Zeit* (Leipzig, 1840).
- (219) Ebenda, S.80.
- (220) Ebenda, S.81.
- (221) Ebenda, S.96.
- (222) Ebenda.
- (223) Ebenda, S.81-82.
- (224) Ebenda, S.97.
- (225) J. C. Bluntschli, *Das moderne Völkerrecht der civilisirten Staaten als Rechtsbuch dargestellt* (Nördlingen, 1868).
- (226) Ebenda, S.96-98.
- (227) Ebenda, S.98.
- (228) Ebenda, S.98-99.
- (229) R. Phillimore, *Commentaries upon International Law*, in 2 vols, volI (London, 1854), p.449.
- (230) *Ibid.*, p.453.
- (231) *Ibid.*, pp.453-466.
- (232) 本稿「序論」において触れられたように、ヌスバオムは彼の国際法史概説書において勢力均衡について詳細な言及を行っていないが、彼のフィリモアに関する叙述はフィリモアの国際法観念や勢力均衡観念を正確に表現しているものと思われる。即ち、ヌスバオムは一九世紀英国の国際法学者に関して第一にフィリモアを採り上げ、次のような評言を付しているのである。

「フィリモアは、自然法に敬意を払いつつも」それを全く使用しない。実際に彼は典型的な実証主義者であり、その真の関心は政治家・外交官・国際法学者の前に存在する現実の論争に限定されている。彼はまた、大部分が英国外交関係の分野における出来事を扱うという点で国家思想学派 (nationalist school of thought) と考えられ得る。やや個別的な特色は、『勢力均衡』維持を目的とする干渉権についての彼の強調である。彼は、他の若干の理由 (宗教的なものまでも) と並んでこれを理由とする干渉を強く擁護するが、彼によつて是認されない理由に基づく干渉を全て非難する。それらは『暴力行為』以外のなものでもないのである。」Nussbaum, *op. cit.*, pp.246-247.

- (233) H. B. Oppenheim, *System des Völkerrechts* (Frankfurt a. M., 1845), S.23-72 u. 270-290.
- (234) Ebenda, S.27-28.
- (235) Ebenda, S.31-32.
- (236) Ebenda, S.32-33.
- (237) Ebenda, S.274.
- (238) Ebenda, S.275.
- (239) J. Westlake, *International Law* (Part I: Peace) (Cambridge, 1904), pp.303-304. (引用部分は三〇四頁。)
- (240) *Halleck's International Law or Rules Regulating the Intercourse of States in Peace and War*, vol.I, 3rd ed. (thoroughly revised and in many parts rewritten by Sir Sheraton Baker) (London, 1893), p.507.
- (241) T. Twiss, *The Law of Nations Considered as Independent Political Communities: On the Right and Duties of Nations in Time of Peace* (Oxford, 1861), p.152.
- (242) *Ibid.*, pp.152-154. 尚、同書の「序言」(Preface) では、「前世紀初期のユトレヒト条約は欧州の均衡 (the European Equilibrium) を害せんとする如何なる勢力にも対抗する同盟権 (the right of Coalition) の厳粛な確認を要した」(p.viii) と云われている。
- (243) L. Donnadieu, *Essai sur la théorie de l'équilibre: Etude d'histoire diplomatique et de droit international* (Paris, 1900).
- (244) *Ibid.*, p.xxx.

- (245) *Ibid.*, p.8.
- (246) *Ibid.*, pp.9-10.
- (247) 以上のことに加えて、ドナデューは、自らの理論において「科学の全要素を有することの証明を試みようとはしなす」とし、自己の勢力均衡理論が「自然法であって、科学ではなす」ともしている。*Ibid.*, p.237.
- (248) E. Cauchy, *Le droit maritime international considéré dans ses origines et dans ses rapports avec les progrès de la civilisation*, 2 tomes, tome II (Paris, 1862), pp.127-136.
- (249) *Ibid.*, p.136.
- (250) *Ibid.*, pp.136-142.
- (251) *Ibid.*, p.141.
- (252) *Ibid.*, p.142.
- (253) リュアードは、勢力均衡との関連における一七世紀前半以降の国際的な海事法の発展について次のような指摘を行っている。「一七世紀前半以降」海洋の利用を規律する一群の規則の必要性が次第に承認されるようになっていた。海上貿易を世界最遠の地にまで拡張することは、いまやより多くの船舶が海洋を利用することを意味したのであり、このことのみをもってしても規則を徐々に必要とすることになったのである。これに加えて、多くの国家が次第に輸入に依存するようになること、それらの国家は戦時にそれら国家の貿易に干渉しようと決意した他国家の活動に対して脆弱な存在となった。そして、最も議論された事柄はこれらの活動であり、最も必要とされたのは国際的規制であると感じられたのであった。」Luard, *op. cit.*, p.316.
- (254) L. F. L. Oppenheim, *International Law: A Treatise*, vol.I (Peace) (London/New York/ Bombay, 1905), pp.60-61. (尚「the Family of Nations」を「同族的な国際社会」と訳出することに関しては、山本、前掲書、二二頁に依拠した。)
- (255) 他の四つの教訓は次の通りである。即ち、第二の教訓は、「国際法は、国際政治、特に干渉 (intervention)」、が現実的国益の基礎の上でなされるときにのみ、漸進的に発達し得る」(活発な (dynamic) 戦争は過去のものとなり、正当性の観点から干渉も同様である。)、第三の教訓は、「国籍原則は極めて強力であり、その勝利を止めることは無

- 駄なほどである」(国家形成の必然性、少数者への配慮)、第四の原則は、「国際法の発達における何れの進歩も成熟のための然るべき時間を必要とする」²⁵⁷、第五の教訓は、「国際法の漸進的発達に主として、一方では公衆道徳の基準 (the standard of public morality) に依存し、他方では経済的利益に依存している」である。²⁵⁸ *Ibid.*, pp.74-76.
- (256) *Ibid.*, pp.73-74.
- (257) A. Pillet, "Recherches sur les droits fondamentaux des États", *Revue générale de droit international public* (1898), p.252.
- (258) *Ibid.*, p.253.
- (259) A. W. Heffter, *Das europäisches Völkerrecht der Gegenwart* (Berlin, 1844); A. G. Heffter (traduit par J. Bergson), *Le droit international de l'Europe*, 3^e ed. (Berlin/Paris, 1873). 本稿の記述は仏語第三版に従っている。
- (260) *Ibid.*, pp.7-8.
- (261) A. Stegitz, *De légitimité politique, de légitimisme et du principe des nationalités*, 2 vols. (Paris, 1893), 1)の著作は、一八八九年から一八九二年にかけてロシア語で公刊された原著の仏訳であり、二卷により構成されており、第二卷は「国籍原則の歴史的観念」(Notions historiques sur le principe des nationalités) のみを扱っている。
- (262) 第一章においてシュテューグリンツは、古代ギリシアの勢力均衡に関する事例の紹介から論述を開始し、古代ローマ時代にも言及した後、「ローマの崩壊の後に、我々は政治的均衡原則の最初の適用をイタリアに見出す」として、仏王シャルル八世を中心とするイタリアにおける勢力均衡の動向に関する記述を行っている。²⁶³ *Ibid.*, pp.5-7。これに続けて、一六世紀におけるカール五世に対抗するための勢力均衡の動静 (*Ibid.*, pp.7-16)。²⁶⁴ その息フェリペ二世のスペインに対抗する勢力均衡の動静 (*Ibid.*, pp.16-23)。²⁶⁵ フェリペ三世、そして三十年戦争期間中の同盟関係 (*Ibid.*, pp.23-40)。²⁶⁶ ウェストファリア条約以降も継続する仏・西間の闘争 (一六五九年のピレネー条約で一応の決着)、ルイ一四世に対抗する動き (アーヘン条約・ナイメーヘン条約・ライスヴァイク条約・ユトレヒト条約) (*Ibid.*, pp.40-46) へと議論は進められる。
- (263) *Ibid.*, p.232.
- (264) *Ibid.*, p.233.

(265) *Ibid.*, p.237.

(266) 以上に挙げられた諸著作に登場する勢力均衡を国際法の存在基盤とする論理の他に、「恐怖」を動機とする次のような論理が戦間期の論考に登場する。「均衡の原則は野心を抱く主権者 (sovereignities) に対して恐怖という動機 (a motive of fear) を必然的に課し、結果的に他の諸国家への一定の尊重へと帰着するであろう。しかし、国際法の基礎が存在しているのはまさにこの他者への考慮の中なのである。」T. H. Wistrand, "The Principle of Equilibrium and the Present Period", *American Journal of International Law*, vol.15 (1921), p.523.

(267) ブルの次のような指摘は、ヴァッテルに先行する「国際法」関連著作における勢力均衡の扱いを無視している点を除き、妥当なものである。「一八世紀初頭から二〇世紀初頭まで国際システムは勢力均衡の維持にかかっていると一般に主張された。ヴァッテル以降この概念は国際法学者の著作中に記述されるようになり、その中の若干は、勢力均衡は維持されねばならぬという原則それ自体が国際法の一部である、或いは少なくともその実効性の条件であるとの主張さえ行った。」Bull, "Grotius", p.90.

(268) リトゥルは、「二〇世紀に先行する法律家及び国際法学者の著述により確立された思想の伝統」の中で「勢力均衡が国際法にとって本質的支援 (essential support) を提供するものと見た者と勢力均衡が国際法を侵食するものと見た者の間で基本的な論争が存在した」としている。Little, *op.cit.*, p.150. 確かに、この指摘は誤りではないであろう。しかし、この纏め方では、本稿で考察した事柄を勘案するならば、やや単純に過ぎると言わざるを得ない。

(269) 政治学的観点から勢力均衡を国際法の存在基盤とみなす論者は現代においても存在している。例えば、ブルは「勢力均衡の存在が『国際法の機能の本質的条件』(an essential condition of the operation of international law)」であるとしている。Bull, *The Anarchical Society*, p.108. また、モーゲンソーは、覇権国が国際法を無視しがちであることとして、国際法の存続は勢力均衡の存在に依存していることを承認している。Morgenthau, *op.cit.*, p.274. また、大沼は、二〇世紀末以降に見られる『帝国アメリカ』の単独行動主義の下での国際法の蹂躪は、国際法の規範内容が実現される条件としての勢力均衡という見解の正しさを裏づけているようにみえる」とする。大沼保昭「国際法と力、国際法の力」大沼保昭(編著)『国際社会における法と力』(日本評論社、二〇〇八年)五八頁。

(270) この点について、中立法の分野を例に採れば、次のように説明可能である。

一九世紀における戦争は「宣戦布告」を通常伴った。このこと理由は、中立国との関係における一定の権利（例えば、封鎖を行う権利）を交戦国に与え、交戦国との関係における中立国の一定の義務（例えば、避止義務）を実効性のあるものとするに於った。また、非交戦国が中立を宣言することも通常であり、その大きな理由の一つは参戦の回避と中立国としての経済的利益を得ることに関係していた。「しかし、支配的であった政治システムにとって最も重要で、基本的であったことは、『勢力均衡』を救済し得る強力な中立国の存在が交戦国の目的を制限するのに役立つところである。」(M. A. Kaplan/N. de B. Katzenbach, *The Political Foundations of International Law* (New York/London, 1961), pp.218-219.)

同様の説明は他の国際法分野においても可能である。その例として、主権免除（主権に対する他国管轄権の行使を許容することは、勢力均衡体制を機能させるために必要な条件である「独立」と矛盾したであろう。）(Ibid., p.91.)・国家承認（勢力均衡の維持という観点から国家承認制度が運用された。）(Ibid., pp.112-119.)・正戦理論（勢力均衡体制の発達とともに消滅した。）(Ibid., p.205.)等が挙げられ得る。

(27) 勿論、現代の国際法学や国際法概説書にあっても、政治的問題を扱う場合はある。しかし、それでもそれは法的問題として俎上にのせられるのであって、そこには一定の法的枠組が存在している。その法的枠組を実際に活用するかしないかが各国家の政治的判断に委ねられるのであって、完全な法的真空状態が存在するのではない。（現代国際社会において、他国に対して武力を行使する際に、「自衛権」なり「領土保全」なりの法的外観を伴わないとすれば、それは「政治」の名にも値しない。）このことは、「国家安全保障」及び「集団安全保障」を例に採れば、次のように説明可能である。

「安全保障」自体は、各国家（或いは国家集団）が追求する政治的目的であり、それ自体を法的概念とすることはできない。それを法的概念として論ずるためには、それを実現するための条約やその他の国際法規範が形成されてからのこととなる。個別国家については、安全保障の実現のために、「自己保存権」・「自衛権」・「干渉権」（それらが法的に真の権利であるか否かは別の問題として）の行使があった場合に、はじめて法的評価が可能となる。また、国際社会全体の制度としては、国際的な安全保障という政治的観念を政策目標として、その実現のために現在の国際法学においてはその理念型とともに国際連盟規約・国際連合憲章等の文書の解釈論（或いは単なる「紹介」）が行

われ、併せて個別事例についての法的評価も行われるということになる。

このように考えた場合、自己保存（国家安全保障）のための手段という観点からすれば、「集団安全保障」と「勢力均衡」が同列に置かれ、それらが政治的観念として論じられることは止むを得ないことのようにも見える。しかし、それでも「集団安全保障」と「勢力均衡」を国際法学において同列に論ずることは適切ではないように思われる。そのような不適切さは、各々の安全保障制度が有する目的とそれに伴う実施手段との関連において明白となる。前者は、国際社会の平和の維持・回復を目的とする（それゆえ、基本的には抑止的乃至は威嚇的效果を有する。）のに対して、後者は（本稿で引用される文献中でもしばしば示される通り）「覇権国の出現を抑止し、自国の存在の維持・保存を図ること」を目的としている。その結果、前者では、戦争（という手段）の回避が目的のものとなることがあるのに対して、後者では、戦争を厭わないという前提が存在し、戦争は政策遂行の一手段とみなされる。更に、前者は、自国の存在維持自体を第一義的目的としつつも、「世界連邦」的思考をも許容し得るのである。

これらに加えて、各々における法的側面も考慮されなければならない。「集団安全保障」に対する侵害は法的に評価されるのではなく、目的である「平和の維持」が法的価値をもたらし、その結果としての「武力不行使義務」が具体的法規範として存在し、「平和の維持」に対する侵害が当該法規範によって評価されるという構造を有する。（その意味でも、「集団安全保障」は手段としての性格が強いことになる。）それに対して（勢力均衡規範の存在を承認する、或いは勢力均衡が国際法の基盤であるとする論者にとつては）勢力均衡に対する侵害は、その事実自体が法的帰結を招くのである。（その意味で、勢力均衡は手段ではあるが、目的としての性格も具有する。）

このように考えた場合、現在の国際法概説書における「勢力均衡」から「集団安全保障」へという並列的説明は、以上のような本質的相異を捨象してしまっており、余りにも短絡的な評価であると言わざるを得ない。またそれと同時に、そのような説明に従うことによって、勢力均衡が「奇妙」と感じられるという事態が出来るものと思われるのである。

(272) 高橋は次のように勢力均衡と国際法の関係を整理する。「勢力均衡体制を規制する諸国家間に」「共通の規範」が完全なる客観性を獲得できるわけではない。なぜなら、この規範が適用される主権国家自体がこの規範を形成するからであり、中世キリスト教世界におけるように、諸国家の上から課されるものではないからである。したがって、

言うなれば、相互主観的に形成されるこの規範が主権国家システムにおける国際法ということになる。この限りでは、勢力均衡という政治原理も国際法も相互主観的である。ただし、勢力均衡という政治原理においては、国力の違いがその均衡の傾きにおいて実質的に表されるのであるが、国際法において、各主権国家は、形式的に主権国家として平等に考えられるものである。この形式性が法的な性質を与えるものであるだろう。」(高橋、前掲論文、七一頁) 現在の学問的専門性からすれば、このような整理は妥当なものとも思われるが、「国力の違いがその均衡の傾きにおいて実質的に表される」という現象は国際法においても頻繁に出来ること(国連安全保障理事会の常任理事国の存在や核不拡散体制における核兵器の保有国と非保有国が共に国際法によって創出されていることはその典型である。)が看過されている点で不十分である。そして、何よりも強調されなければならない事柄は、本稿が問題とするのは、一八・一九世紀における国際法の観念が現在とは異なるものであったのではないかという点なのである。

(273) ギュリックは次のように論じている。「一九世紀に至るまでこの分野〔即ち、国際法〕の著名な思想家の殆どが、国家系という根本的事実と構成国の主権及び独立の望ましさを受け入れた。これらの事実から彼らは、独立国家の行為を規制し、導き、そして合法化することを試みる彼らの個々のシステムの構築に取り掛かった。国際法を強制する可能な方法は極めて少なかったため、選択の余地が多くはあり得なかった。その状況の下では、彼らの規範 (code) を強制するために勢力均衡の技術に彼らが目を向けたことは自然であり、そして実際に不可避的であった。このようにして勢力均衡に関する部分が国際法についてのこれらの学識豊かな諸論文に入り込んだのであった。」Gulick, *op. cit.*, p.50.

(274) 例えば、ツイークラーは「英国の時代(一八一五年から一九一四年まで)」の国際法を「実証主義の時代における国際法」として纏め(Ziegler, a. a. O., S.213 ff. 尚、ツイークラーはこの時代の国際法に関する現象面での特色として、「欧州協調と欧州外への発展」・「非キリスト教国への国際法共同体の拡大と変化」・「英国の時代における欧州による植民地化」・「海洋の自由と海洋の支配」を挙げ、各々について論じている。)、またヌスバウムはヴィーン会議から第一次大戦までの時期の国際法学を「実証主義的傾向」を有するものとして論じている(Nussbaum, *op. cit.*, p.232 *et seq.*)。更に、タンヤは、アングロ＝サクソン系と大陸系の相異、自然法的法源の存続等の留保を設けついで「一九世紀は国際法学における実証主義の世紀である」としている(Tanja, *op. cit.*, pp.147-151. 引用は一四七頁。)

(275) 但し、一九世紀国際法学が全面的に実証主義化されたのではないことについては、拙稿『国際法の完全性』——その理論史と概念整理——(一)『法学研究』(慶應義塾大学 第八四卷第四号(二〇一一年)一四—一六頁)を見よ。

(276) 一九世紀の「実証主義」と二〇世紀以降の「実証主義」の内実を考察する際には、両世紀における国際法観念の相異や国際法理論の前提の相異を指摘する次の文献が参考となる。D. Kennedy, "International Law and the Nineteenth Century: History of an Illusion", *QLR* (The Law Review Association of Quinipiac College School of Law), no.17 (1997), pp.99-138.

(277) Th. M. Franck, *Fairness in International Law and Institutions* (Oxford, 1995), p.6.